

第3 特別の法律により設立される民間法人等の現況

凡 例

- 1 特別の法律により設立される民間法人について、「検査・検定関係法人」等の法人の類型区分は、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）における整理による。また、特別の法律により設立される法人については、当該整理に準じて当省が整理した。
- 2 本表には、基本的に平成 23 年度の状況を記載した。
ただし、「1. 法人概況」、「4. 組織図」、「5. 会員の概要」、「6. 役員の概要」及び「8. 職員数」については、原則として平成 24 年 12 月 1 日現在の状況を記載した。
- 3 金額は、原則として千円単位（千円未満四捨五入）とした。
ただし、貸借対照表及び損益計算書については、原則として法人の公表資料を掲載しているため、千円以外の単位となっているものや千円未満を切捨てているものがある。
また、端数処理により、合計金額が一致しない場合がある。
- 4 「1. 法人概況」について
 - ① 「所在地」は、主たる事務所の所在地である。
 - ② 「沿革」には、法人の設立から平成 24 年 12 月 1 日現在までの法人の設立、合併、分割、目的の追加・変更など、法人としての変遷や法律改正による業務追加など主な業務の変遷を記載した。
なお、設立根拠法に基づく法人となる以前に、現在の法人の前身に相当する法人が存在していた場合には、当該法人の設立以降の沿革を記載した。
 - ③ 「事業の目的」及び「主な事務・事業の内容」は、法令、定款等に基づき記載した。
- 5 「2. 事務・事業の概要等」について、法人が多数の事務・事業を実施している場合には、手数料等の対価を徴収しているものや国等からの補助金等（※）を受けて実施しているものなど、主な事務・事業について記載した。
※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。
- 6 「3. 財務の概要」の「(2) 収入の状況」について
 - ① 損益計算書、正味財産増減計算書又は収入支出計算書により記載した。
 - ② 「総収入額」には、前年度からの繰越金や繰入金、戻入のほか、基金、引当金・積立金等からの取崩し収入を除いた額を記載したため、財務諸表上の金額とは一致していない場合がある。
 - ③ 「国等からの補助金等収入額」には、補助金等の確定額を記載したため、財務諸表上の金額とは一致していない場合がある。
- 7 「6. 役員の概要」について
 - ① 「在任期数別人数」の「期別」は、当該役職における在職が何期目であるかを指す（例えば、1 期 2 年の役職の在職期間が 3 年目であれば「2 期」と記載）。
 - ② 「退職公務員の状況」の「最終官職」には、国家公務員出身者の国家公務員退職時における最終官職名を記載した。

目 次

1. 特別の法律により設立される民間法人

(1) 検査・検定関係法人

- ① 日本消防検定協会 1
- ② 危険物保安技術協会 5
- ③ 高圧ガス保安協会 9
- ④ 日本電気計器検定所 13
- ⑤ 軽自動車検査協会 17
- ⑥ 日本小型船舶検査機構 21

(2) 災害防止関係団体

- ① 建設業労働災害防止協会 25
- ② 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 29
- ③ 林業・木材製造業労働災害防止協会 33
- ④ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 37
- ⑤ 鉱業労働災害防止協会 41
- ⑥ 中央労働災害防止協会 45

(3) 士業団体

- ① 日本公認会計士協会 49
- ② 日本行政書士会連合会 53
- ③ 日本司法書士会連合会 57
- ④ 日本土地家屋調査士会連合会 61
- ⑤ 日本税理士会連合会 65
- ⑥ 全国社会保険労務士会連合会 69
- ⑦ 日本弁理士会 73
- ⑧ 日本水先人会連合会 77

(4) 年金・保険・共済関係法人

- ① 消防団員等公務災害補償等共済基金 81
- ② 企業年金連合会 85
- ③ 石炭鉱業年金基金 89
- ④ 漁船保険中央会 93
- ⑤ 全国漁業共済組合連合会 97

(5) 事業者団体

- ① 全国農業会議所 101
- ② 全国農業協同組合中央会 105
- ③ 日本商工会議所 109
- ④ 全国商工会連合会 113
- ⑤ 全国中小企業団体中央会 117

(6) 投資育成株式会社

- ① 東京中小企業投資育成株式会社 121
- ② 名古屋中小企業投資育成株式会社 125
- ③ 大阪中小企業投資育成株式会社 129

(7) その他

- ① 自動車安全運転センター 133
- ② 社会保険診療報酬支払基金 137
- ③ 中央職業能力開発協会 141
- ④ 農林中央金庫 145

2. 特別の法律により設立される法人

(1) 災害防止関係団体

- ① 船員災害防止協会 149

(2) 年金・保険・共済関係法人

- ① 生命保険契約者保護機構 153
- ② 健康保険組合連合会 157
- ③ 国民年金基金連合会 161

(3) 事業者団体

- ① 日本証券業協会 165
- ② 日本貸金業協会 169
- ③ 全国土地改良事業団体連合会 173
- ④ 全国食肉業務用卸協同組合連合会 177
- ⑤ 日本商品先物取引協会 181
- ⑥ 全国石油商業組合連合会 185

(4) その他

- ① 損害保険料率算出機構 189
- ② 原子力発電環境整備機構 193